

## 第2号議案 規約改正の件

### 東部地域住民自治協議会規約改正(案)

	改正前	改正後
第10条	協議会の会議は、総会、役員会、運営委員会及び実行委員会(以下「会議」という。)とする。	協議会の会議は、総会、役員会、運営委員会、自治委員会及び実行委員会(以下「会議」という。)とする。
第16条	新設	自治委員会は、自治会長をもって構成する。 2 自治委員会は、各自治会のまちづくりに関する事項を審議決定する。 3 自治委員会は、まちづくりに関する基本協定書第3条に規定する業務の運営に関する事項及び協議会が必要と認めた事項を履行する。 4 自治委員会は、上野東部地区自治会連絡協議会会長が委員長となり、委員を召集する。 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。
第17条	協議会の運営等に要する経費は、補助金、寄付金、委託料及びその他の収入をもって充てる。	協議会の運営等に要する経費は、交付金、補助金、寄付金、委託料及びその他の収入をもって充てる
第16条 ～ 第20条		以下1条ずつ繰り下げる。

#### 附 則

この規約は、平成23年 5月13日から施行する。